

東北防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領を次のように定める。

令和3年3月12日

東北防衛局長 熊谷 昌司

東北防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領

(設置)

第1 東北防衛局が発注する次に掲げる事項に関し、競争参加資格の設定及び確認等を行うとともに、競争参加者等選定の公正を期するため、東北防衛局に、東北防衛局競争参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- (1) 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「細則」という。）第1条に示す工事、測量及び建設コンサルタント等業務
- (2) 防衛施設の取得、管理及び返還並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づく施策（同法に準ずるものを含む）の実施に必要な調査業務及び工事
- (3) 庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理及び取得に必要な調査業務及び工事
- (4) 細則第1条に示す物品の製造、物品の購入及び役務（以下「物品役務」という。）に関する業務（第2(10)に示す所掌事務に限る。）

(所掌事務)

第2 審査委員会においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 工事に係る一般競争入札方式（総合評価方式を適用する場合を除く。）に関する次に掲げる事項
 - ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
 - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。
- (2) 工事に係る一般競争入札方式（総合評価方式を適用する場合に限る。）に関する次に掲げる事項
 - ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関すること。
 - イ 提出された技術提案等の審査及び評価に関すること。
 - ウ 学識経験者への意見聴取に関すること。（技術的に高度な専門性を有する場合、評価テーマの設定及び評価に限る。）
 - エ 技術提案が適正と認められなかった者及び非落札者に対する理由の説明に関すること。
- (3) 工事に係る指名競争入札方式及び随意契約方式に関する次に掲げる事項

- ア 工事の指名業者及び随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関する
こと。
- イ その他支出負担行為担当官が必要と認める工事の指名業者の選定に関する
こと。
- (4) 測量及び建設コンサルタント等業務に係る指名競争入札方式及び随意契約方式
(プロポーザル方式を除く。)に関する次に掲げる事項
 - ア 指名競争入札方式に係る指名業者及び随意契約方式に係る見積依頼の相手方
の選定に関すること。
 - イ その他支出負担行為担当官が必要と認める指名競争入札方式に係る指名業者
及び随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。
- (5) 測量及び建設コンサルタント等業務に係るプロポーザル方式に関する次に掲げ
る事項
 - ア 標準プロポーザル方式における技術提案書の提出者の選定に関すること。
 - イ 技術提案書の提出者に要求される資格及び提出者を選定するための基準の審
議に関すること。
 - ウ 提出された参加表明書及び技術提案書の審査に関すること。
 - エ 技術提案書の提出者の選定及び特定に関すること。
 - オ 参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定されなかった
者及び技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対する
理由の説明に関すること。
- (6) 測量及び建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式に関する次に掲げる事
項
 - ア 総合評価方式の適用並びに総合評価の評価項目及び評価基準等の設定に関す
ること。
 - イ 競争参加資格申請書及び競争参加資格確認資料の審査並びに技術提案書の評
価に関すること。
 - ウ 競争参加資格がないと認めた者及び非落札者に対する理由の説明に関するこ
と。
- (7) 測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札方式に関する次に掲げ
る事項
 - ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
 - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。
- (8) 防衛施設の取得、管理及び返還並びに防衛施設周辺の生活環境の整備等に関す
る法律（昭和49年法律第101号）に基づく施策（同法に準ずるものを含む）
の実施に必要な調査業務及び工事に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事
項
 - ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
 - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。

- (9) 庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産及び民公有財産の管理及び取得に必要な調査業務及び工事に係る一般競争入札方式に関する次に掲げる事項
- ア 競争参加資格の審議に関すること。
 - イ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の審査に関すること。
 - ウ 競争参加資格の確認に関すること。
 - エ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関すること。
- (10) 物品役務に係る随意契約方式及び一般競争入札方式に関する次に掲げる事項
- ア 一般競争入札方式に係る競争参加資格の審議に関すること。(物品取得等に係る事務処理要領について(東防会第3878号。平成30年10月1日)第3条の規定により一般競争に付すとしたものを含む。)
 - イ 随意契約方式に係る見積依頼の相手方の選定に関すること。(東北防衛局オープンカウンター方式実施要領について(平成29年3月22日)第3条の規定により対象案件としたものを除く。)
- (11) その他東北防衛局長が必要と認める事項に関すること。

(競争参加者の指名等)

第3 支出負担行為担当官は、工事、測量及び建設コンサルタント等業務の発注に当たり、指名競争入札方式を適用し、競争参加者の指名を行う場合には、指名しようとする業者についてあらかじめ別紙様式の請負・業務委託業者指名選定審査表を作成するものとする。

(学識経験者の選任)

- 第4 総合評価方式による評価項目及び評価基準等の設定並びに提出された高度な技術を含む技術提案の審査及び評価に当たり、学識経験者の意見を聴取する必要がある場合は、中立かつ公正な立場から判断することができる学識経験者(以下「総合評価アドバイザー」という。)から意見を聴取する。
- 2 東北防衛局長は、前項の規定により意見を聴取するため、当該聴取事案1につき、原則として2名以上の総合評価アドバイザーを委嘱するものとする。
- 3 総合評価アドバイザーを委嘱した場合にあっては、原則として、その氏名及び職業を公開するものとする。

(構成等)

- 第5 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、総務課長、会計課長、地方調整課長及び調達計画課長をもって充てることとし、必要に応じて、企画部長又は調達部長を参加させるものとする。
- 4 委員長は、審査委員会を招集し、会務を総括する。
- 5 委員会は、委員長及び委員3名以上の出席により成立する。

(技術部会)

第6 審査委員会に、技術的事項に関する審査資料の作成、総合評価アドバイザーからの意見聴取及び委員長が必要と認める事項に関するものを行うため、技術部会を

設ける。

- 2 技術部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、当該案件を所掌する部長をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指定する者をもって充てる。
- 5 部会長は、技術部会を招集し、会務を総括する。

(関係者の出席)

第7 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8 審査委員会の庶務は契約課、技術部会の庶務は総務部及び企画部案件については関係各課、調達部案件については調達計画課において、それぞれ処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この達は、令和3年3月12日から施行する。
- 2 東北防衛局競争参加資格等審査委員会設置要領（平成21年6月30日。局長決裁）は廃止する。

[illegible]